

伊丹市新型インフルエンザ等対策行動計画

伊 丹 市

平成 27 年 3 月

伊丹市新型インフルエンザ等対策行動計画

目 次

ページ

第1章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

I	はじめに	1
1	策定の背景	1
2	計画策定の経緯	1
3	新型インフルエンザとは	2
4	市行動計画の対象となる感染症	3
II	新型インフルエンザ等対策の方針	4
1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	4
2	新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	5
3	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	9
III	新型インフルエンザ等発生時の被害想定について	11
1	新型インフルエンザ等発生時の被害想定について	11
2	新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について	13
IV	新型インフルエンザ等発生に対する全庁的な取組	14
V	新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	15
1	国の役割	15
2	県の役割	15
3	市の役割	15
4	医療機関の役割	15
5	指定（地方）公共機関の役割	16
6	登録事業者の役割	16
7	一般の事業者の役割	16
8	市民の役割	16
VI	伊丹市行動計画の主要な対策5項目	19
1	新型インフルエンザ等対策を実施するための体制	19
2	情報収集と適切な方法による情報提供	19
3	まん延の防止に関する措置	20
4	住民に対する予防接種の実施	21
5	生活及び地域経済の安定に関する措置	23

第2章 各段階における対策

I	未発生期の対策	25
(I)	基本的事項	25

(Ⅱ) 対策の内容	25
1 実施体制	25
2 情報収集と適切な方法による情報提供	27
3 まん延の防止に関する措置	27
4 住民に対する予防接種の実施	28
5 生活及び地域経済の安定に関する措置	28
Ⅱ 海外発生期（県内未発生期）の対策	31
(Ⅰ) 基本的事項	31
(Ⅱ) 対策の内容	32
1 実施体制	32
2 情報収集と適切な方法による情報提供	32
3 まん延の防止に関する措置	34
4 住民に対する予防接種の実施	34
5 生活及び地域経済の安定に関する措置	36
Ⅲ 県内発生早期の対策	37
(Ⅰ) 基本的事項	37
(Ⅱ) 対策の内容	38
1 実施体制	38
2 情報収集と適切な方法による情報提供	38
3 まん延の防止に関する措置	40
4 住民に対する予防接種の実施	41
5 生活及び地域経済の安定に関する措置	42
Ⅳ 県内感染期の対策	44
(Ⅰ) 基本的事項	44
(Ⅱ) 対策の内容	45
1 実施体制	45
2 情報収集と適切な方法による情報提供	45
3 まん延の防止に関する措置	45
4 住民に対する予防接種の実施	46
5 生活及び地域経済の安定に関する措置	48
Ⅴ 小康期の対策	51
(Ⅰ) 基本的事項	51
(Ⅱ) 対策の内容	51
1 実施体制	51
2 情報収集と適切な方法による情報提供	52
3 まん延の防止に関する措置	52
4 住民に対する予防接種の実施	52
5 生活及び地域経済の安定に関する措置	54

第1章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

I はじめに

1 策定の背景

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が、大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。また、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には国家の危機管理として対応する必要がある。

そのため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや、同様の危険性がある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

今回、これら国の動き及び新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の経験等を踏まえ、従来の「伊丹市新型インフルエンザ対策計画（A/H1N1等への対応版）」及び「伊丹市新型インフルエンザ（強毒性）対策計画」を改定し、「伊丹市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定するものである。

2 計画策定の経緯

平成21年2月に厚生労働省が、国内発生段階を新しく分類し、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、同年4月に兵庫県が「兵庫県新型インフルエンザ対策計画」を策定した。

伊丹市では、平成21年4月の新型インフルエンザ（A/H1N1）の海外での

発生を受け、市長を本部長とする「伊丹市新型インフルエンザ対策本部」を設置し対応した。

そして、この時の経験をもとに、平成21年10月に「伊丹市新型インフルエンザ対策計画A／H1N1等への対応版」を策定した。

この「伊丹市A／H1N1版」は、「業務継続計画」、「ワクチン接種体制」、「医療体制」については、記述が不足しているものがあり、また検証をもとに見直しが必要な部分が存在した。

こうした理由から、強毒性の新型インフルエンザが国内発生した場合に対応するため、平成22年12月、「伊丹市新型インフルエンザ（強毒性）対策計画」を策定した。

その後、平成25年4月、政府行動計画の実行性をさらに高め、国民の生命と健康を守り、生活や経済に及ぼす影響を最小にするため、特措法が施行され、同法第8条において自治体における行動計画の策定が明文化された。

本行動計画は、伊丹市の市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置等を示したものであり、特措法第8条に規定する市町村行動計画に位置づける。

また、政府行動計画、県行動計画の改定や新型インフルエンザ等に関する最新の知見等にあわせて、適宜、改定を行うものとする。

3 新型インフルエンザとは

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとは表面の抗原が全く異なる新型のウイルスが出現することにより発生する。

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こる病気である。ヒトだけでなく、他の動物もインフルエンザウイルスに感染するが、通常は、ヒトからヒトへとといった同種の間で感染するものである。

しかし、通常は、ヒトには感染しないとされている鳥等、他の動物のインフルエンザウイルスの性質が突然変異することによって、従来のヒトインフルエンザウイルスとは異なるウイルスがヒトに感染するようになり、さらにはヒトからヒトへ感染するようになる。

新型インフルエンザとは、この変異したインフルエンザウイルスを病原体とするインフルエンザ感染症である。

4 市行動計画の対象となる感染症

我が国の法律による新型インフルエンザの定義は、「新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあると認められるもの」（感染症法第6条第7項第1号）である。

市行動計画においては、特措法や政府行動計画、県行動計画を踏まえて、対象とする感染症を以下のとおりとし、市行動計画においては、「新型インフルエンザ等」と表記する。

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症」という。）
- ・感染症法第6条第9項に規定する「新感染症」で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

市行動計画の対象となる感染症

		名称	定義
新型インフルエンザ等	新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ (感染症法第6条第7項第1号)	新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。
		再興型インフルエンザ (感染症法第6条第7項第2号)	かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。
		新感染症 (感染症法第6条第9項)	人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

II 新型インフルエンザ等対策の方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、またその発生そのものを阻止することは不可能である。そして、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延の恐れのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

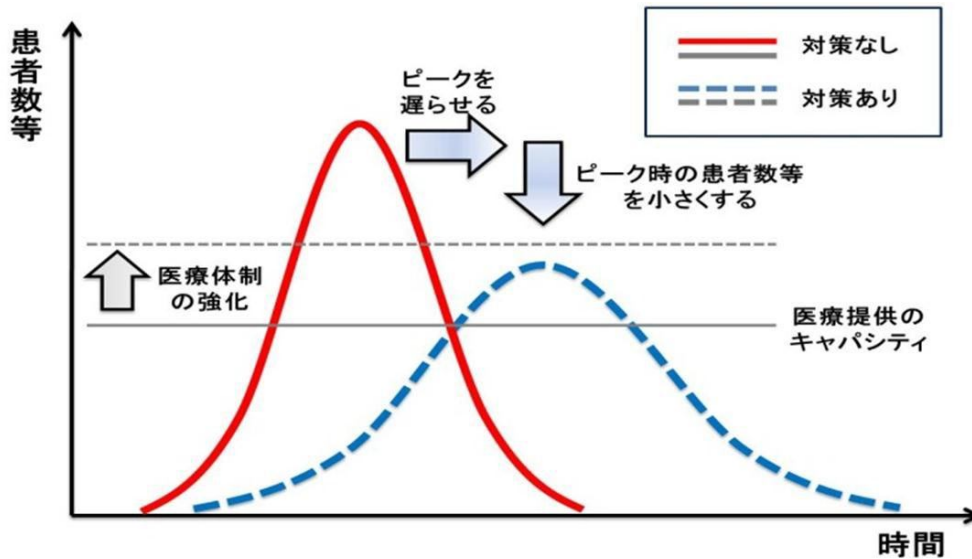
- ① 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ② 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ③ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ① 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ② 市は医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の事業者が、事業継続計画を作成・実施し、災害時に業務が維持できるように促す。

<対策の効果 概念図>

(出典：政府行動計画)



2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

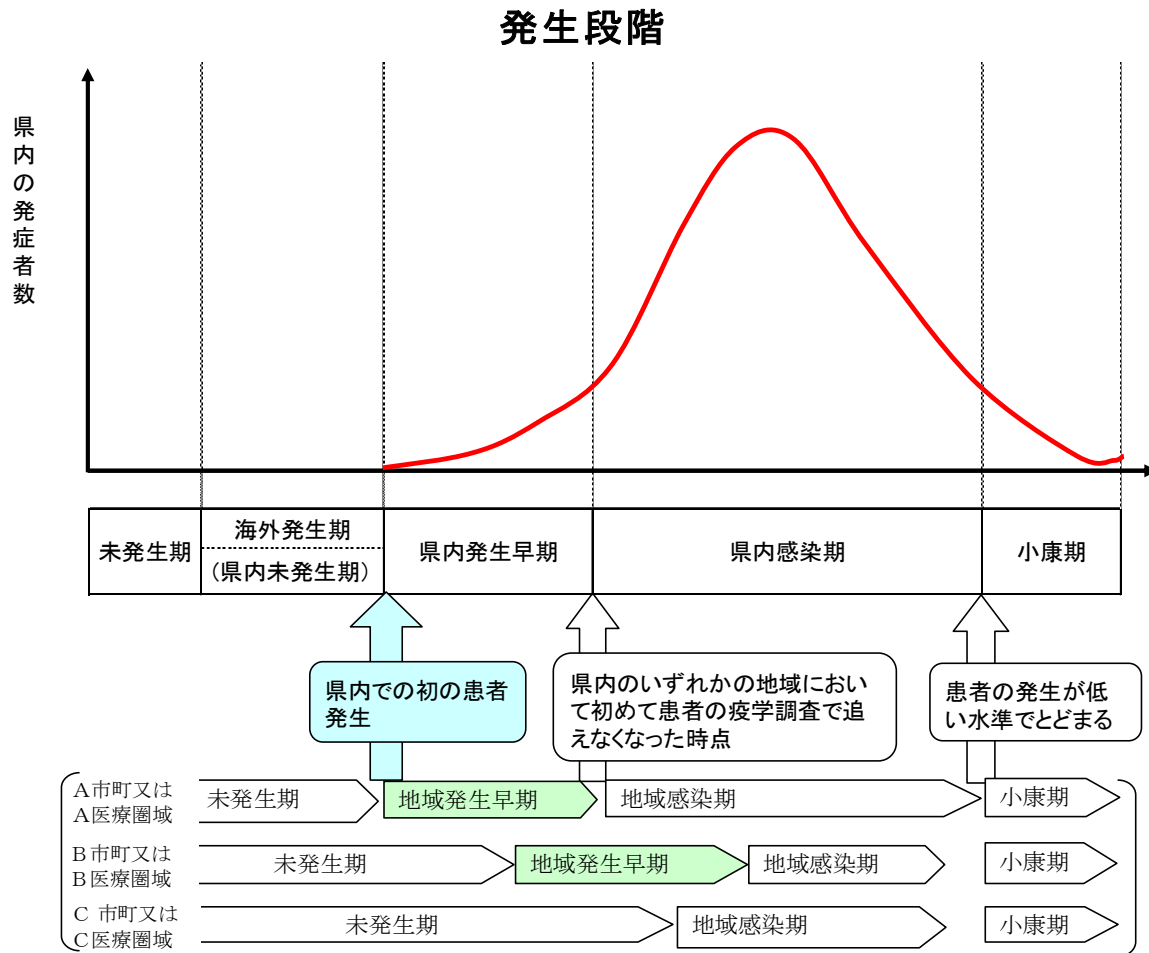
新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合などさまざまな状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。

- ① 発生前の段階から、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- ② 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、情報収集等、対策実施のための体制に切り替える。新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定することが必要である。
- ③ 国内の発生当初の段階では、患者の入院措置や、抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染の恐れのある者の外出自粛や、その者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じては、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

- ④ 国内で感染が拡大した段階では、本市は、国、県、近隣市町、事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民の生活や経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会がパニック状態になり、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- ⑤ 市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。
- ⑥ 特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。
- ⑦ 事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。
- ⑧ 新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や国民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。
- ⑨ 新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

(出典：県行動計画)



【発生段階】

発生段階	市内の状態	県内の状態	国の状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態		
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態		
(県内未発生期)	県内又は隣接府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態		【国内発生早期】 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内発生早期	・市内未発生期(市内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態)	県内又は隣接府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
	・市内発生早期(市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態)		【国内感染期】 国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
県内感染期	・市内未発生期(市内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態)	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	
	・市内発生早期(市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態)		
	・市内感染期(市内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態)		
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		

※ 本計画において「隣接府県」は、京都府、大阪府、鳥取県、岡山県及び徳島県とする。

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

本市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、また、発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画、兵庫県及び市行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。兵庫県との連携のもと、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

伊丹市新型インフルエンザ等対策本部（以下「本市対策本部」という。）は、政府対策本部、県対策本部等と、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、伊丹市新型インフルエンザ等対策本部長は、必要がある場合には、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(4) 記録の作成・保存

本市は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、本市対策本部の新型インフルエンザ等対策実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

Ⅲ 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

市行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また病原性についても高いものから低いものまでさまざまな場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

市行動計画を策定するに際しては、現時点における科学的知見や、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、政府行動計画を踏まえ、一つの例として次のように想定した。

全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、約4,93万人と推計した。

そして、入院患者数及び死亡者数については、この推計値である約4,93万人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致命率0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致命率2.0%として、中等度の場合では、入院患者数の上限は約800人、死亡者数の上限は約260人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約3,100人、死亡者数の上限は約990人となると推計した。

なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による効果、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していない。

被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延の恐れのあるものは、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされたところである。そのため、新型インフルエンザ等感染

症の発生を前提とした被害想定を参考に、新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

新型インフルエンザ等発生時における伊丹市の被害想定

項目	国の想定 ※1	県内の想定 ※1	市内の想定 ※2
想定人口	12,780 万人	560 万人	197,362 人
① り患者数	3,195 万人	140 万人	4.93 万人
② 外来受診患者数	約 1,300 万～2,500 万人	約 56 万～108 万人	20,000～39,000 人
③ 入院患者数	約 53 万～200 万人	約 23,000～88,000 人	800～3,100 人
④ 死亡者数	約 17 万～64 万人	約 7,000～28,000 人	260～990 人

※1 兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画 P.10 より

※2 本市 26 年 5 月の推計人口と国の推計人口との比率で算出

2 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ① 市民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は 1 週間から 10 日間程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ② ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5 %程度と考えられるが、従業員自身のり患の他、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。
- ③ 事業者の従業員が多数欠勤することにより、社会生活を支える事業者や店舗等のサービス水準の低下が想定される。

IV 新型インフルエンザ等発生に対する全庁的な取組

新型インフルエンザ等ウイルスが出現した場合、人への感染が拡がり、多数の患者・死者が発生し、社会機能の維持が困難になると考えられる。そのため、新型インフルエンザ等対策については、単なる感染症対策ではなく、社会全体で取り組む危機管理としての対応が求められ、発生初期段階での封じ込め等、流行状況に応じた適切な対応・対策を速やかに関係機関等と協力、連携して実施しなければならない。

新型インフルエンザ等未発生期には、各部局が市行動計画に基づき、業務継続計画を含むマニュアルを策定し、兵庫県及び他の市町との協力体制のもと、必要な準備及び関係機関との連携を図り、一体となった取組を行う。新型インフルエンザ等が発現した場合には、国、県をはじめ、医療関係者等と連携して対応し、封じ込め等の感染拡大防止を図る。また、社会全般への混乱も予想されるなか、社会経済機能を維持させる必要から、効果的な対応、対策を実施するために全庁的な取組・体制を整備する。

また、本市対策本部に事務局を置き、総務部危機管理室及び健康福祉部健康づくり室をもって充てる。

	伊丹市新型インフルエンザ等対策本部	伊丹市新型インフルエンザ等対策本部幹事会
本部長 幹事長等	本部長：市長 副本部長：副市長、教育長	幹事長：市長付参事（危機管理担当） 副幹事長：健康福祉部長
本部員 幹事	理事 市長付参事、各部長 会計管理者 教育委員会事務局管理部長 各企業事業管理者 消防局長及び市議会事務局長	各部及び会計室の庶務担当課長または主幹 教育委員会事務局各部庶務担当課長 各企業の庶務担当課長 選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、 農業委員会事務局及び市議会事務局の庶務 担当課長又は主幹 その他市長の指名する職員 （例：広報課長、人事課長、健康政策課長、 地域医療推進課長、保育課長他）
実施体制	・緊急事態宣言がなされた場合、国内 で新型インフルエンザ等が発生した 場合等、必要に応じて（※）、速やか に設置する。	必要に応じ開催
主な業務	新型インフルエンザに関する所掌事項 ・情報共有に関すること ・対策計画の策定に関すること ・予防とまん延防止対策 ・関係機関との連絡調整 ・その他必要とする事項	・本部会議の協議事項に関する具体的検討 を行う。

※ 県内未発生期の場合でも、首都圏等の大都市圏で発生があり、早晚、感染が全国に拡大していくことが予想される場合や近隣府県で感染が拡大している場合を想定している。

V 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援するため、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO、その他の国際機関及びアジア諸国、その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

2 県の役割

県は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、知事を本部長とする県対策本部を設置し、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確に判断し、市町の対策への支援などを含めて対応する。

3 市の役割

市は、市民に最も近い行政単位であり、市民に対する「ワクチンの接種」や、「生活支援」、新型インフルエンザ等発生時の「要援護者への支援」に関し、国の基本的対処方針及び県の要請等に基づき、的確に対策を実施する。なお、対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

4 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等に係る地域医療を提供し、住民の健康被害を最小限にとどめるために不可欠の存在である。このため、県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生前から、患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資機材の確保、患者の診療体制等について診療継続計画を作成するとともに、地域における医療連携体制の整備に参画する。

発生時には、診療継続計画に基づき、発生状況に応じて、患者の診療にあたりとともに、地域の医療機関と連携して必要な医療を提供する。

5 指定（地方）公共機関の役割

新型インフルエンザ等対策を的確に実施するためには、行政機関だけでは不十分であり、行政機関とともに対策を実施する民間の協力が不可欠である。

そこで、特措法では、新型インフルエンザ等対策に重要な役割を担う民間法人を、国が指定公共機関として、都道府県が指定地方公共機関として指定する。

指定（地方）公共機関は、特措法に基づき、あらかじめ事業計画を作成し、必要な資機材等を整備するとともに、新型インフルエンザ等発生時には特措法、業務計画、政府や県の対策本部長等の要請に基づき必要な措置を講じる。

6 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において市民の生活及び経済の安定に寄与する事業を継続的に実施するよう努めなければならないと規定されている。このため、あらかじめ特定接種に関する内容等を含めた事業継続計画を作成するなど事業継続についての準備を行い、発生時には、これに基づいて事業を継続する。

7 一般の事業者の役割

一般の事業者については、従業員及び顧客や取引先等への感染防止の役割を有する。このため、事業所や店舗において感染対策の徹底が求められる。また、対策レベルの高い新型インフルエンザ等が発生したときは、特に不特定多数の人々が集合する場などにおける事業などについて、自粛・縮小等を含め、まん延防止対策の実施が求められる。

8 市民の役割

市民については、自らの感染予防と、自らが感染源になることの抑止に努める必要がある。

このため、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時取るべき行動などその対策に関する知識を得ておく。また、食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

発生時には、季節性インフルエンザ対策として行っている咳エチケット・マスク着用・手洗い・うがい等の感染対策を実践するよう努める。また、発生状況や予防接種などの対策の実施についての情報を得るよう努める。

《個人での備蓄物品の例》

○食料品（長期保存可能なもの）の例

米／乾めん類（そば、そうめん、ラーメン、うどん、パスタ等）／切り餅／
コーンフレーク・シリアル類／乾パン／各種調味料／ペットボトルや缶入りの飲料／
レトルト・フリーズドライ食品／冷凍食品（家庭での保存温度、停電に注意）／缶詰／
インスタントラーメン、即席めん／菓子類／ミネラルウォーター／育児用調製粉乳

○日用品・医療品の例

マスク（不織布製マスク）／ゴム手袋（破れにくいもの）／生理用品（女性用）／
体温計／水枕・氷枕（頭や腋下の冷却用）／漂白剤（次亜塩素酸：消毒効果がある）／
紙おむつ／消毒用アルコール（アルコールが60％～80％程度含まれている消毒薬）／
常備薬（胃腸薬、痛み止め、その他持病の処方薬）／絆創膏／ガーゼ・コットン／
トイレットペーパー／ティッシュペーパー／シャンプー・リンス／
保湿ティッシュ（アルコールのあるものとないもの）／洗剤（衣類・食器等）・石鹸

※ 個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策ガイドライン（別添2）より

新型インフルエンザ等対策に係る国・県・市町等の主な役割

(出典：県行動計画)

	基本的な考え方	新型インフルエンザ対策に係る主な役割			
		発生前（未発生期）		発生後（海外発生期から小康期）	
国	①国際社会における国家としての事務 ②全国的に統一して定めることが望ましい諸活動 ③地方自治の基本的な準則作成 ④全国的な規模・視点で行う施策・事業	①サーベイランスの収集・分析 ②発生に備えた体制整備 ・対策本部等の実施体制整備 ・ 政府行動計画、ガイドライン等の作成、公表 ・ 特措法の運用 ③ 指定公共機関の指定	④ ワクチン製造・備蓄及び接種時期・順位等の検討 ⑤ 抗インフルエンザウイルス薬、医療資機材の備蓄 ⑥通常の検疫体制 ⑦ 訓練の実施 ⑧国民への普及啓発 ⑨調査及び研究に係る国際協力 ⑩登録業者の指定	①サーベイランスの強化 ②相談窓口の設置 ③国際的調査研究・連携 ④ 検疫強化（特定検疫所・飛行場の設定、停留施設の使用要請 ⑤ ワクチン製造及び接種指針作成 ⑥ 抗インフルエンザウイルス薬の流通調整・投与方針決定 ⑦在留邦人への対応	⑧ 基本的対処方針の決定、公示、周知 ⑨ 対策本部設置 ⑩ 特定接種の実施 ⑪ 優先予防接種の対象及び期間を設定 ⑫ 埋火葬の特例制定 ⑬ 物資の確保（買い占め、売り惜しみの監視、調査）
県	市町村を包括する広域の地方公共団体 ①広域的・専門的な対策 ②国と市町・市町間の連絡調整 ③市町の補完	①サーベイランスの収集・分析 ②発生に備えた体制整備 ・対策本部等の実施体制整備 ・ 県行動計画の作成 ・ 医療、検査体制整備（病床、医療資機材の把握） ・ 必要な防護具の備蓄 ・医療資機材の国への要請	③ 指定地方公共機関の指定 ④ 抗インフルエンザウイルス薬備蓄 ⑤登録事業者の登録協力 ⑥特定接種の実施体制整備 ⑦市町の対策支援 ⑧訓練の実施 ⑨県民への普及啓発	①情報収集・提供 ② 相談窓口の設置 ③サーベイランスの強化 ④帰国者等の健康監視 ⑤新型インフルエンザ確認検査、調査 ⑥ 対策本部設置 ⑦ 入院・外来医療機関等医療体制の確保（臨時医療施設）	⑧ 抗インフルエンザウイルス薬の流通調整 ⑨ 特定接種の実施 ⑩ 社会活動制限の実施（外出自粛・使用制限協力要請） ⑪市町との情報共有 ⑫ 新型インフルエンザワクチンの流通監視 ⑬市町、指定地方公共機関の対策支援
市 町	基礎的な地方公共団体 ①住民生活に直結する行政事務	①情報収集・提供 ②発生に備えた体制整備 ・対策本部等の実施体制整備 ・ 市町行動計画の作成 ③食料品、生活必需品等の提供体制の確保	④ 必要な防護具等の備蓄 ⑤登録事業者の登録協力 ⑥ 特定接種及び住民の予防接種実施体制の整備 ⑦ 社会的弱者への支援体制整備（住民の生活支援） ⑧訓練の実施 ⑨市民への普及啓発	① 情報収集・提供 ② 相談窓口の設置 ③県実施の疫学調査等への協力 ④初期救急等一次的医療及び在宅患者等への支援 ⑤消毒活動	⑥ 特定接種及び住民の予防接種の実施 ⑦ 埋火葬の円滑実施 ⑧県と調整し社会的活動制限の面的制限実施 ⑨社会活動制限時の生活支援、県への意見具申
指定(地方)公共機関	新型インフルエンザ等対策を実施	①業務計画の作成 ②訓練への協力・実施		①感染防止策の実施 ②計画に基づく社会機能維持 ③特定接種の実施（登録事業者である指定（地方）公共機関に限る）	
医療機関	新型インフルエンザ等に対する医療を提供	①診療継続計画の作成 ②院内感染対策の実施	③訓練への協力・実施 ④資機材の備蓄	①診療の継続 ②特定接種の実施（登録事業者である医療機関に限る。）	③特定接種及び住民の予防接種への協力 ④知事の要請等に対する協力
登録事業者		①事業継続計画等の作成 ②従業員への感染防止策の実施などの準備 ③登録事業者への登録及び特定接種対象者の検討		①特定接種の実施 ②業務の継続	
一般事業者		①事業継続計画等の作成 ②従業員への感染防止策の実施などの準備		①感染防止策の実施 ②不要不急の事業の縮小。不特定多数の者が集まる事業を行う者については事業の自粛	

※ 国、県、市の主な役割には、太字で波線を付しています。

VI 伊丹市行動計画の主要な対策5項目

本市行動計画では、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと、及び「市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するため、戦略的に対策を実施することとしている。分野として、下記の5項目を設け、各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的に主な対策について、以下に示す。

1 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制

新型インフルエンザ等対策は、国・県・市町が連携して取り組む必要がある。そのなかで、市町は住民に最も身近な基礎的自治体であり、住民に対する感染予防等の情報の提供、予防接種の実施、電話相談、生活支援など、住民の安全・安心の確保について、重要な役割を担う必要がある。

特に、予防接種については、短期間で全住民に接種することが求められる。このため、集団的接種を実施するための計画を、医師会等の協力を得て作成することとし、接種場所として保健センター・公民館・学校等の利用や接種医師等の確保などについて、未発生期から十分に調整しておく。

こうした対策を確実に実施していくため、本市は、特措法第8条に定める新型インフルエンザ等対策行動計画を作成し、体制整備を図るとともに、緊急事態宣言が発せられた際はもちろん、必要に応じて、伊丹市新型インフルエンザ等対策本部(以下「本市対策本部」という。)を設置して、対策の実施にあたる。

2 情報収集と適切な方法による情報提供

(1) 情報収集と情報提供体制の整備

新型インフルエンザ等の発生時には、検疫、医療等の各分野における施策の実施に当たって、市民一人ひとりが、新型インフルエンザ等に対する正確な知識に基づき、適切に行動することで、初めて、まん延の防止が可能となる。

市は、最も住民に近い行政主体であることを踏まえ、新型インフルエンザ等の発生時には、市民に対する詳細かつ具体的な情報提供及び市民からの相談受付等について、中心的な役割を担うこととなる。したがって、発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努める。

また、発生後は、国及び県等が発信する情報を入手し、県内の新型インフル

エンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報等、必要な事項について情報提供する。

なお、新型インフルエンザ等の患者に係る個人情報等を県から受ける際、また、県へ提供する際には、個人情報保護法及び本市個人情報保護条例等に基づき、慎重かつ適切に取り扱うものとする。

(2) 人権への配慮

- ① 本市は、平時から情報提供に努めるとともに、発生時において個人のプライバシーや人権に配慮しつつ、迅速に正確な情報を市民に提供する。
- ② コミュニケーションに障害のある方（視覚障がい者、聴覚障がい者等）や外国人など受け手に応じた情報提供を行うよう配慮する。

3 まん延の防止に関する措置

(1) まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策の目的は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保すること、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることの2点である。

また、新型インフルエンザ等の感染拡大を止めることは困難であるが、健康被害を最小限にとどめるとともに、国民生活・経済への影響を最小化するためのまん延防止対策を講じることが重要である。

(2) まん延防止対策

- ① まん延防止対策は、県内発生早期において特に重要であり、未感染者と患者ないし潜伏期間にある者との接触を抑制することにより、有効的にまん延を防止することができる。新型インフルエンザの県内発生早期において講じる対策には、個人対策、地域対策及び職場対策等があり、季節性インフルエンザに対する感染対策を強化して実施することとなる。
- ② 個人で行う対策としては、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促すとともに、患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染防止のための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置

を行う。また、兵庫県知事（以下「県知事」という。）が、施設の使用制限等の要請等や不要不急の外出の自粛等を要請した場合は協力をする。

- ③ 地域対策及び職場対策としては、人と人との接触機会を少なくすることなどにより、多くの未感染者が患者ないし潜伏期間にある者と接触する機会をできる限り減らすようにする。
- ④ まん延防止対策は、予防接種等の対策に加え、個人、地域、職場等における対策を組み合わせるため、個人の行動を制限する等、社会・経済活動への影響を及ぼす側面を併せ持っている。そのため、対策の効果と影響とを総合的に勘案するとともに、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定ならびに既に実施している対策の縮小・中止を行う。

4 住民に対する予防接種の実施

（1） 住民に対する予防接種の概要

- ① 新型インフルエンザ等緊急事態においては、新型インフルエンザ等が市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、市民生活及び市民経済の安定が損なわれることのないようにするため、ワクチンを緊急に、可能な限り多くの市民に接種する。
- ② 特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条の規定（臨時の予防接種）による予防接種として、かつ、原則として集団的接種を行うことにより、全市民が速やかに接種することができる体制の構築を図る。
- ③ 新型インフルエンザ等緊急事態ではない場合においても、市民の大多数に免疫がないことから、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種として、全市民が接種することができる体制の構築を図る。また、その場合の接種費用は、自己負担で実施するが、市が経済的理由により接種費用を負担することができないと認めた者に対しては接種費用の減免措置を検討する。

(2) 住民に対する予防接種の方法

- ① 住民接種の接種順位については、状況に応じた接種順位とすることが基本であるが、緊急事態宣言がされている場合においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて政府対策本部が決定する。

政府行動計画で分類された4群

- a 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
- i 基礎疾患を有する者
基礎疾患により入院中又は通院中の者をいう。平成21年のパンデミック時に取りまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準手引き」を参考に、発生した新型インフルエンザ等による病状を踏まえ、発生時に国が基準を示す。
 - ii 妊婦
- b 小児（1歳未満の乳児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- c 成人・若年者
- d 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

- ② 国は、パンデミックワクチンを早期に供給し、できるだけ早く接種するため、ワクチンの大部分を10mlなどの大きな単位のバイアルで供給することとしている。市は、そのワクチンの供給を受けた上で、原則、集団的接種を行う。

なお、1mlバイアル、プレフィルドシリンジ等の小さな単位のワクチンについては、必要に応じて個別接種等で利用するものとする。

(3) 予防接種による健康被害

- ① 接種対象者が、予防接種法に基づいて予防接種を受け、健康被害が生じた場合、その健康被害の状況に応じて、特定接種の場合は、その実施主体が、住民接種の場合は市町とされているため、本市が被害救済を行う。
- ② 本市の市民が居住地以外で住民接種を受けた場合も、健康被害救済の実

施主体は、予防接種法第15条第1項では、健康被害を受けた者が接種時に居住する市町村とされていることから、本市が被害救済を行う。

5 生活及び地域経済の安定に関する措置

(1) 社会・経済機能の維持（上下水道，廃棄物処理などを含む）

- ① 新型インフルエンザは、多くの市民が罹患し、本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大40%が2週間にわたり欠勤することが想定され、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足により最低限の生活を維持することができなくなる恐れがある。
- ② 新型インフルエンザ等発生時に、社会・経済機能の破綻を防止し、最低限の市民生活を維持できるよう、各行政機関や各医療機関、各事業者において事前に十分準備を行うことが重要である。
- ③ 新型インフルエンザ等が海外で大流行した場合、さまざまな物資の輸入の減少、停止が予想され、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合、食料品・生活必需品等の生産、物流に影響が出ることも予想される。このため、個人・家庭における対策として自助の視点は重要であり、必要な食料品・生活必需品等を備蓄しておくことが推奨される。また、食料品・生活必需品等の購入に当たって、買占めを行わないよう、消費者としての適切な行動を取ることが求められる。

(2) 要援護者への生活支援

- ① 高齢者世帯、障がい者世帯等、新型インフルエンザ等の流行により、孤立し、生活に支障をきたす恐れがある世帯への生活支援（安否確認、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）は、平時にも増して重要であり、発生前から生活支援について検討しておくことが必要である。
- ② 市は、最も住民に近い行政主体であり、地域住民を支援する責務を有することから、住民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障をきたす恐れがある世帯（高齢者世帯、障がい者世帯等）への具体的な支援体制の整備を進める必要がある。

(3) 埋火葬の円滑な実施

今日の我が国における葬法（埋葬及び火葬等）は、火葬の割合がほぼ100%を占めているが、病原性の高い新型インフルエンザ等の感染が拡大し、全国的に流行した場合には、死亡者の数が火葬場の火葬能力を超える事態が起こり、火葬の円滑な実施に支障が生ずるとともに、公衆衛生上、火葬を行うことができない遺体の保存対策が大きな問題となる可能性がある。

他方、感染症法第30条第2項においては、墓地、埋葬等に関する法律（以下、「墓埋法」という。）第3条に規定する24時間以内の埋火葬禁止規定の特例として、新型インフルエンザ等によって死亡した者については、感染防止の観点から24時間以内の埋火葬が認められているとともに、感染症法第30条第2項において、このような病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある遺体は、原則として火葬することとされている。

そのため、県内感染期において死亡者が多数に上った場合も、速やかに火葬を行うことのできる体制をあらかじめ整備しておく。

また、新型インフルエンザ等に感染した遺体の保存や埋火葬に当たっては、感染拡大を防止する観点から一定の制約が課せられることになる。

本市は、墓埋法において、埋火葬の許可権限等、市域内における埋火葬の適切な実施を確保するための権限が与えられていることから市域内における火葬の適切な実施を図るとともに、県からの委任がある場合は、遺体の一時保管場所の確保等、保存対策等を講ずる役割を担う。

第2章 各段階における対策

I 未発生期の対策

(I) 基本的事項

新型インフルエンザ等の状態

- ・ 新型インフルエンザ等の発生が確認されていない状態
- ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

未発生期における対策の目的

- (1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- (2) 国際的な連携のもとに発生の早期確認に努める。

未発生期における対策の考え方

- (1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、国や県と情報交換や連携を図るとともに、本計画を踏まえて他の市町等とも連携を図り、発生時の体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- (2) 発生時の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(II) 対策の内容

1 実施体制

(1) 行動計画の作成〔危機管理室・健康福祉部・各部局〕

本市は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び兵庫県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。

(2) 業務継続計画の作成〔総務部・各部局〕

市におけるパンデミック対策として、市民の生命と安全の確保に万全を期すとともに、職員等の感染による業務の縮小も想定し、市の業務についても、必要最小限に縮小し、できる限りの感染予防対策を取りながら、市の機能を維持し、市民生活を守るための業務体制を検討する。

国は「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（H25年6月7日）で、「ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。」との考えを示している。

そのため、パンデミックの際に、各担当課において最重要事務を継続するための計画づくりを行い、市民生活に支障のないよう対策を講じる。また、市立の小・中学校、幼稚園、保育所（園）などの休校、イベントの休止、市有施設の閉館等について、時期も含めて検討する。

(3) 体制の整備及び連携強化〔危機管理室・健康福祉部〕

- ① 本市は、平成25年4月13日施行の伊丹市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、初動対応をはじめとした対策本部の体制を整備する。
- ② 本市は、国、県及び指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換や連携体制の確認、訓練を実施する。
- ③ 本市は、新型インフルエンザ等の発生時に食料品等を市民に提供するための体制確保のため必要な準備をしておく。

(4) 新型インフルエンザ等住民接種に関する体制の構築〔健康福祉部〕

本市は、平成26年3月11日に、市町村における新型インフルエンザ住民接種の体制に関する検討会によって示された「市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する集団的予防接種のための手引き（暫定版）」を基に、兵庫県を始め関係機関等と連携し、ワクチン接種体制を構築する。

2 情報収集と適切な方法による情報提供

(1) 情報収集体制の整備等〔危機管理室・健康福祉部・各部局〕

- ① 本市は、発生前から、情報の収集とその提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努める。また、伊丹市医師会、伊丹市薬剤師会、伊丹市歯科医師会、市内医療機関等の関係機関に対する迅速な情報提供のための連絡体制を整備する。
- ② 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、本市は、国及び県からの要請に基づいて相談窓口等を設置する準備を進める。

(2) 周知・啓発・広報〔危機管理室・健康福祉部・総務部〕

新型インフルエンザ等に係る情報を、広く市民に啓発することと併せ、関係部局ごとに職員、関係者、施設利用者、企業などに対して、必要な情報を流し、啓発することが必要である。

そのため、広報紙やホームページ等を活用し、季節性インフルエンザ及び新型インフルエンザ等に関する情報を掲載し、市民に感染予防の正しい知識の普及と、国、県の推奨する感染予防策を周知する。

3 まん延の防止に関する措置〔健康福祉部・こども未来部・教育委員会〕

(1) 個人における対策

マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な対策に加え、呼吸器症状（咳・鼻汁等）がある際に不要な外出を控える等の感染対策を啓発する。

(2) 学校等における対策

市立小・中・高等学校、幼稚園、保育所、認定こども園、高齢者・障がい者施設等における感染予防や臨時休業等、新型インフルエンザ発生に備えた対応を検討する。

(3) 防疫措置、疫学調査等について

国が実施する検疫や入国者を対象とした疫学調査等について、県及び関係機関等との連携を強化する。

4 住民に対する予防接種の実施〔健康福祉部〕

- ① 住民接種について国や県の協力を得ながら、市民が速やかに接種することができるよう伊丹市医師会と連携の上、接種体制の構築を図る。
- ② 住民接種は市内に居住する者を原則とする。市に所在する医療機関に勤務する医療従事者及び入院中の患者等に対しても、接種する場合がある。
- ③ 円滑な接種の実施のために、居住する市民以外の接種を可能にするよう、あらかじめ近隣市町で調整を行う。
- ④ ワクチン需要量を算出しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。
- ⑤ 接種のための会場について、地域の実情に応じて接種会場を想定しておく。

5 生活及び地域経済の安定に関する措置

(1) 物資及び資機材の備蓄等〔危機管理室・消防局・各部局〕

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品、マスク、消毒薬、防護服等、初動対応あるいは住民支援のために必要な感染防護資機材等の在庫を把握し、発生してからでは購入しようとしても調達できないものなどを、発生前から準備を進める。

また、この備蓄計画に基づく感染防護資機材とは別に、感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者における感染防護資機材を確保する。

【市備蓄計画】

第1波の流行期間を8週間程度として想定

配置については、定点あたりの患者数が10を上回った時から段階的に配付していく。

① サージカルマスク 190,000 枚

- ・職員（1,800 人）学校（教師等）（2,000 人）の8週間（40日）
＋関係要援護者（り患者）（500 人）の8週間（56日）分＋予備（10,000 枚）

② N95マスク 1,000 枚

- ・要援護者500人に対して職員2人ペアで訪問

③ 手指用・資機材用消毒液 2,880 リットル

- ・300リットル／週×8週間×1.2
- ・市立小・中・高校26箇所 市立幼稚園16箇所
特別支援学校1箇所
市立保育所（園）7箇所 つつじ学園 きぼう園 カルミア園
市役所・支所・分室 人権啓発センター 消費生活センター
博物館 図書館（本館・分室） 公民館 総合教育センター 消防局
保健センター 子育て支援センター こども文化科学館
野外活動センター
私立保育所（園）・認定こども園・幼稚園 認可外保育施設
各種学校 他

④ 防護服 200セット

- ・キャップ200枚 ポリ靴カバー200枚 手袋200組 マスク400枚
ゴーグル50個 ゴミ袋5,992枚
- ・消毒措置対応職員 2人×5箇所×4週間（20日）

（2） 要援護者への生活支援〔危機管理室・健康福祉部〕

本市は、市内感染期における高齢者・障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に対応し、県と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

(3) 火葬能力等の把握〔市民自治部〕

市は、県が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討する際に連携する。また、県が火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際に連携する。

名称	所在地	設備	火葬能力
伊丹市営斎場	船原2丁目4-20	灯油方式6炉	18体(12時間)

II 海外発生期（県内未発生期）の対策

（I）基本的事項

新型インフルエンザ等の状態

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- ・国内で発生したものの県内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態

※ 海外発生期と県内未発生期は発生段階としては別個のものであり、国内発生早期における県内未発生の時期が想定される。しかし、海外又は国内のいずれかで新型インフルエンザ等患者が発生し、県内に感染が認められるまでの対応は基本的に変わらないことから、県と同様に海外発生期と県内未発生期を併記することとした。

※ 県内未発生期の場合でも、首都圏等の大都市圏での発生があり、早晚、感染が全国に拡大していくことが想定されるときは、日本全域が緊急事態宣言※の区域となることがある。この場合には、県内発生早期として、国の基本的対処方針などに従い、緊急事態の措置を実施する。

海外発生期（県内未発生期）における対策の目的

- （1）新型インフルエンザ等の国内侵入の状況等を注視しつつ、市内発生の遅延と早期発見に努める。
- （2）市内での発生に備えて体制の整備を行う。

海外発生期（県内未発生期）における対策の考え方

- （1）新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できる措置を取る。
- （2）県内で発生した場合には早期に発見できるよう情報収集体制を強化する。
- （3）海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内での発生に備え、発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。
- （4）検疫等への協力により、市内での発生をできるだけ遅らせるよう努め、その間に医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民の生活及び経済の安定のための準備、特定接種の実施等、市内での発生に備えた体制整備を急ぐ。
- （5）不顕性感染の存在を考慮すると、海外渡航歴や症例定義を絶対視せず、臨床医等からの疑わしい症例情報にも慎重に対応する。

※ 緊急事態宣言

国民の生命・健康に著しく重大な被害を与える恐れがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあると認められるときは、特措法第32条に基づき、政府対策本部長が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行う。宣言後は、住民の外出自粛要請、学校・保育所等の施設の使用制限（特措法第45条）の他、臨時の医療施設の開設（特措法第48条）、物資の売渡しの要請（特措法第55条）などの対策を行うことができる。

（Ⅱ）対策の内容

1 実施体制

（1）伊丹市新型インフルエンザ等対策本部幹事会の設置

本市は、新型インフルエンザ等が疑われる事象が国内で発生した場合（県内未発生）には、全庁的組織として、伊丹市新型インフルエンザ等対策本部幹事会を設置する。そして、県と連携しながら情報収集等必要な措置を講ずる。

（2）伊丹市新型インフルエンザ等対策本部の設置〔危機管理室・健康福祉部〕

新型インフルエンザ等が国内で発生した場合（県内未発生）において、本市は、必要に応じて、本市対策本部を設置する。

2 情報収集と適切な方法による情報提供

（1）市長メッセージによる広報〔危機管理室・健康福祉部・総務部〕

新型インフルエンザ等が国内で発生し、本市対策本部を設置した場合において、本市は、市長メッセージを発出し、発生状況・予防策等を周知するとともに、感染予防への協力を求める。

（市長メッセージの内容例）

- ① 患者の発生地域、発生日、患者の病状、発生地域に滞在していた者への医療機関を受診する際の留意事項（コールセンターへの事前連絡等）
- ② 発生地域への旅行自粛
- ③ 感染予防の実践啓発（咳エチケットの励行、濃厚接触者のマスク着用、手洗い、うがいの励行等）
- ④ 市の対策の周知（本市対策本部の設置、対策決定のプロセス、相談窓口の開設等）
- ⑤ その他の基本的事項の周知
 - ・ 新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があること。
 - ・ 感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと。
 - ・ 個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与すること。

（２） 相談窓口の体制整備〔危機管理室・健康福祉部〕

本市は、県からの要請に基づき、相談窓口を設け、生活相談など多様な相談内容にも対応できる体制を整備する。

また、受診に関する相談には、兵庫県庁に開設されているコールセンターを案内する。

（３） 情報提供〔危機管理室・健康福祉部・市民自治部・こども未来部・教育委員会・総務部・各部局〕

本市は、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合（県内未発生）は、国、県及び伊丹市医師会等の関係機関と情報交換及び連絡体制の強化を図る。また、国、県その他関係機関からの情報については、本市対策本部事務局（危機管理室、健康福祉部）で集約し、住民への提供に努める。

また、情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障がい者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供手段を講じる。

【広報媒体】

市ホームページ、市緊急災害情報メール、ケーブルテレビ・FMいたみ、掲示物（状況によりコミュニティ掲示板含む）、窓口でのチラシ、広報紙

※外国語による情報提供についても、兵庫県や担当課と調整を行う。

3 まん延の防止に関する措置〔健康福祉部・こども未来部・教育委員会〕

（１） 個人における対策

本市は、次の感染防止の措置を呼びかける。

- ① マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な対策に加え、呼吸器症状（咳・鼻汁等）がある際に不要な外出を控える等の感染対策
- ② 自らの発症が疑わしい個人に対しては、兵庫県庁に開設されているコールセンターへ連絡すること。

（２） 学校等における対策

学校、保育所等においては、通常の段階から以下の対策を講じるよう呼びかける。

- ・ 児童、生徒、通所者、職員等の健康状態の把握。
- ・ 発熱、咳等の症状のある者の早期発見。
- ・ 感染予防策の徹底。
- ・ 臨時休業等についての連絡体制の確認。

（３） 伊丹市医師会等との連携

国及び県より新型インフルエンザ等の発生状況に係る緊急情報が提供された場合は、直ちに伊丹市医師会等関係機関に周知する。

4 住民に対する予防接種の実施〔健康福祉部〕

A. 緊急事態宣言がされていない場合

（１） 特定接種の実施

- ① 本市は、国と連携し、対象となる本市職員に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。
- ② 国が定める優先接種順位の徹底に協力する。

- ③ ワクチン接種の開始に伴い、国が実施する接種実施モニタリング及び予防接種法に基づく副反応報告について、伊丹市医師会等関係機関と連携して必要な協力を行う。

（２） 住民接種の準備

ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、伊丹市医師会等関係機関と連携の上、具体的な接種体制を構築する。

- a. 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- b. 接種場所の確保
- c. 接種に要する器具等の確保
- d. 接種に関する住民への周知方法

（３） 住民接種の実施

新型インフルエンザ等が国内で発生した場合（県内未発生）には、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て予防接種法第6条第3項に規定する新臨時接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。

【留意点】

- ① 発熱等の症状を呈している等、予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報紙等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。
- ② 基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とする。なお、実施主体である市の判断により、通院中の医療機関において接種することも可能とする。
- ③ 医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種にかかわるリスク等も考慮して、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

- ④ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考慮する。
- ⑤ 社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。

B. 緊急事態宣言がされている場合

（１） 住民接種の実施

特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

【留意点】

前頁に同じ。

【広報・相談について】

接種は緊急に実施され、市民の不安も極めて高まっている一方、当初のワクチン供給が限られている。混乱を少しでも避けるために、接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。また、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所、方法、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等の周知を行う。

5 生活及び地域経済の安定に関する措置

（１） 遺体の火葬・安置〔市民自治部〕

本市は、国から県を通じて行われる、「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う」旨の要請を受け対応する。

Ⅲ 県内発生早期の対策

(Ⅰ) 基本的事項

新型インフルエンザ等の状態

- (1) 県内又は隣接府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、国内において全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
- (2) 市においては、以下のいずれかの発生段階
 - ・市内未発生期（本市で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）
 - ・市内発生早期（本市で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）

県内発生早期における対策の目的

- (1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。
- (2) 患者に適切で迅速な医療を提供する。
- (3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

県内発生早期における対策の考え方

- (1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるための対策を行う。
県内（隣接府県含む。以下同じ）で、患者が発生した場合は、国、県の基本的対処方針を基本としつつ、A. 緊急事態宣言がされていない場合、B. 緊急事態宣言がされている場合に分けて、実施する。
- (2) 県内発生早期における新型インフルエンザ等の診療体制は、通常の医療体制とは別に専用の体制が設けられるため、このことについて、感染対策とともに十分に市民に情報提供する。
- (3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が極めて少ないことが想定される。このため、国や県から提供される国内外の情報等を最大限に医療機関等に提供する。
- (4) 県内感染期への移行に備えて、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備を急ぐ。
- (5) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第速やかに実施する。

(Ⅱ) 対策の内容

1 実施体制

(1) 伊丹市新型インフルエンザ等対策本部の設置〔危機管理室・健康福祉部〕

政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行ったときは、本市は速やかに伊丹市における対策本部を設置する。また、緊急事態宣言を行っていない場合においても必要に応じて本市対策本部を設置する。

(2) 伊丹市新型インフルエンザ等対策本部幹事会の設置〔危機管理室・健康福祉部〕

本市は、引き続き伊丹市新型インフルエンザ等対策本部幹事会を設置する。

(3) 連携強化〔危機管理室・健康福祉部・各部局〕

本市は、定期的に関係機関と情報交換し、緊密に連絡を行う。また、県が実施する疫学的調査等について、必要に応じて協力する。

2 情報収集と適切な方法による情報提供

(1) 情報収集の強化〔危機管理室・健康福祉部・各部局〕

国や兵庫県の発表する発生状況や対応に注意しながら、県内外で発生した患者等に係る情報の入手に努めるとともに、近隣府県、近隣市との情報・意見交換を行う。

各部局は、収集した情報について本市対策本部事務局（危機管理室・健康福祉部）に報告し、同事務局で集約する。

(2) 情報提供〔危機管理室・総務部・健康福祉部・市民自治部・こども未来部・教育委員会・各部局〕

① 市民への情報提供

市民への情報提供に当たっては、個人のプライバシーや人権に最大限に配慮し、感染者や患者等に対する誹謗・中傷等を防止するため、感染リスクや必要かつ適切な感染防止の措置を具体的に周知し、市民が過剰な行動に至らないよ

う最大限努める。

- ・インターネット等を活用した情報提供

本市は、患者の発生状況、記者発表の内容等の情報を、市ホームページ等を活用して迅速かつ適切に発信するよう努める。

- ・危機管理対応への理解促進

本市は、初期の段階において、新型インフルエンザ等の病原性や感染力に関する情報が明確でない場合には、危機管理の視点から不要不急の外出自粛要請等の社会活動制限の要請を行うことがあることについて、市民、事業者等の理解を得るよう情報提供に努める。

- ・感染症の正しい理解等

本市は、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また、患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。

また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

- ・要援護者対策

新型インフルエンザ等の発生後、本市は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを、緊急告知FMラジオ等を活用し、要援護者や協力者へ連絡する。

② 情報共有

本市は、国、県や関係機関等との間でインターネット等の活用によるリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。

③ 相談機能の強化

- ・本市は、国からの要請に従い、国から配布されるQ&Aを受けて対応し、相談窓口等による適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化を行う。

- ・本市は、市民から相談窓口等に寄せられた問い合わせの内容等を踏まえて市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、「① 市民への情報提供」の内容に反映する。

(3) 市内発生早期における患者発生情報の公表〔危機管理室・総務部・健康福祉部・市民自治部・こども未来部・教育委員会・各部局〕

本市は、患者発生情報を、個人情報の取扱に留意しつつ、市長メッセージの発出や記者会見等により公表するとともに、感染拡大の防止に向け、関係機関等と連携して市民への呼びかけを行う。

なお、公表内容として、次の事項を掲げる。

(内容例)

- ① 発生地域、発生日、患者の病状及び感染経路
- ② 医療機関を受診する際の留意事項（県庁のコールセンターを案内）
- ③ 不要不急の外出等の自粛（食料の買い出し、医療機関への通院、職場への出勤など生活の維持のために必要なものの以外の、いわゆる不要不急の外出を指す。）
- ④ 感染対策の実践啓発（手洗い、咳エチケットの励行、濃厚接触者のマスク着用等感染対策の徹底等）
- ⑤ 市の対策の周知

3 まん延の防止に関する措置〔健康福祉部・こども未来部・教育委員会〕

(1) 個人における対策

市民に対して、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。

(2) 学校等における対策

本市は、県知事より感染を防止するため、臨時休業（学級・学年閉鎖、休校等）の協力要請等があった場合は、設置者として適切に実施する。

また、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づき、学校の設置者として、感染症の予防上必要があると独自に判断したときは、臨時休業を実施する。

(3) 緊急事態宣言がされている場合

県は、緊急事態宣言が出されている場合には、濃厚接触者対策や外出自粛要請・施設の使用制限等の要請等を行うことがある。本市が対象地域となった場合には、県と連携し適切に対応する。

4 住民に対する予防接種の実施〔健康福祉部〕

A. 緊急事態宣言がされていない場合

(1) 住民接種の実施

緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

【留意点】

- ① 発熱等の症状を呈している等、予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報紙等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。
- ② 基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とする。なお、実施主体である市の判断により、通院中の医療機関において接種することも可能とする。
- ③ 医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種にかかわるリスク等も考慮して、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ④ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考慮する。

- ⑤ 社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。

B. 緊急事態宣言がされている場合

(1) 住民接種の実施

特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

【留意点】

前頁に同じ。

【広報・相談について】

接種は緊急に実施され、市民の不安も極めて高まっている一方、当初のワクチン供給が限られている。混乱を少しでも避けるために、接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。また、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所、方法、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等の周知を行う。

5 生活及び地域経済の安定に関する措置

A. 緊急事態宣言がされていない場合

(1) 要援護者対策〔危機管理室・健康福祉部〕

市は、計画に基づき、要援護者対策を実施する。そこで本市は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、要援護者に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付を行う他、新型インフルエンザ等により患し在宅で療養している支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

(2) 遺体の火葬・安置〔市民自治部〕

本市は、県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、域内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るよう調整する。

なお、非透過性納体袋については、県が病院又は遺体の搬送作業に従事する者に必要な数量を配付する。

本市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、遺体の保存が適切に行えるよう準備しておく。

B. 緊急事態宣言がされている場合

(1) 水の安定供給〔上下水道局〕

水道事業者である本市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 生活関連物資等の価格の安定等〔危機管理室・都市活力部〕

本市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をする。

また、必要に応じ、市民に対する相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

C. A、B 共通

(1) 社会活動制限について〔危機管理室・健康福祉部・こども未来部・教育委員会・都市活力部・各部局〕

社会活動制限について、本市は、県と調整し面的制限を実施する。また、社会活動制限時の市民生活を支援する他、市民の声を聞きながら県へ意見を具申していく。

IV 県内感染期の対策

(I) 基本的事項

新型インフルエンザ等の状態

- (1) 県内のいずれかの地域で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学的調査で追えなくなった状態
- (2) 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- (3) 市においては、市内未発生期・市内発生早期・市内感染期いずれかの発生段階

県内感染期における対策の目的

- (1) 医療体制を維持する。
- (2) 健康被害を最小限に抑える。
- (3) 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

県内感染期における対策の考え方

- (1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- (2) 県内及び近隣市町の発生状況等を勘案し、県と連携して本市の実施すべき対策について判断する。
- (3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等に照らし、市民一人ひとりが自ら取るべき感染対策について理解し、自発的行動が取られるように積極的な情報提供を行う。また、新型インフルエンザ等の重症化を防ぐため、発症者が直ちに適切な受診行動を取るよう啓発する。
- (4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数なるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- (5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめる。
- (6) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、ワクチン供給後に住民接種を早期かつ短期間で実施できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第、速やかに実施する。
- (7) 欠勤者の増大が予測されるなか、市民生活や市民経済への影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続させる。また、その他の社会活動についてもできる限り継続させる。
- (8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(Ⅱ) 対策の内容

1 実施体制

(1) 伊丹市新型インフルエンザ等対策本部の設置〔危機管理室・健康福祉部〕

本市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに本市対策本部を設置する。
また、緊急事態宣言を行っていない場合においても必要に応じて本市対策本部を設置する。

(2) 市の閉鎖業務の決定・閉鎖の実施〔総務部・各部局〕

職員の感染状況に応じながら、業務継続計画に基づき、継続・中止等の業務を選定し、的確に対応する。

＜感染状況確認方法＞

・急な発熱、筋肉痛、嘔吐等、インフルエンザ様症状を有する職員の届出を徹底する。

2 情報収集と適切な方法による情報提供〔危機管理室・健康福祉部・総務部・市民自治部・こども未来部・教育委員会・各部局〕

本市は、県内発生早期と同様、情報を収集し、市民等への情報提供を継続する。その際、特に、患者の急激な増加を抑制するため、予防や発症時の対処方法等について重点的に周知する。

3 まん延の防止に関する措置〔健康福祉部・こども未来部・教育委員会〕

当期において感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。

また、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となると、適切な医療を受けられないことによる重症者・死亡者数の増加が見込まれるため、まん延拡大対策を併せて講じる。

(1) 個人における対策

患者については、症状が軽快しても感染力が無くなるまで外出しないよう呼びかけを継続する。

また、咳エチケット・マスク着用・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。

(2) 学校等における対策

本市は、県知事より感染を防止するために臨時休業（学級・学年閉鎖、休校等）の協力要請等があった場合は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づき、設置者として適切に実施する。

また、感染症の予防上必要があると独自に判断したときは、学校の設置者として、臨時休業を実施する。

(3) 施設・行事・サービスについて

- ① 本市は、施設の閉鎖、市主催行事の中止又は延期について検討する。
- ② 業務や市民サービスの縮小について検討する。

4 住民に対する予防接種の実施〔健康福祉部〕

A. 緊急事態宣言がされていない場合

(1) 住民接種の実施

緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

【留意点】

- ① 発熱等の症状を呈している等、予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報紙等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。
- ② 基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とする。なお、実施主体である市の判断により、通院中の医療機関において接種

することも可能とする。

- ③ 医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種にかかわるリスク等も考慮して、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ④ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考慮する。
- ⑤ 社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。

B. 緊急事態宣言がされている場合

(1) 住民接種の実施

特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

【留意点】

前頁に同じ。

【広報・相談について】

接種は緊急に実施され、市民の不安も極めて高まっている一方、当初のワクチン供給が限られている。混乱を少しでも避けるために、接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。また、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所、方法、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等の周知を行う。

5 生活及び地域経済の安定に関する措置

A. 緊急事態宣言がされていない場合

(1) 生活必需品等の配分・配付〔危機管理室・健康福祉部〕

本市は、引き続き食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保配分・配付を行う。

(2) 要援護者対策〔危機管理室・健康福祉部〕

本市は、新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

(3) 遺体の火葬・安置〔市民自治部〕

- ① 死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、本市は、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するものとする。また、必要となる人員等を確保し、遺体の保存を適切に行う。
- ② 本市は、県が遺体の搬送及び火葬作業にあたる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資の確保を行う際に連携・協力する。
- ③ 本市は、県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、本市の区域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町及び近隣都道府県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。

B. 緊急事態宣言がされている場合

(1) 水の安定供給〔上下水道局〕

水道事業者である本市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 生活関連物資等の価格の安定等〔危機管理室・都市活力部〕

- ① 本市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び県と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をする。
- ② 本市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民に対する相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 本市は、備蓄計画に基づき、感染防護資機材等の在庫確認を行い、不足分を補充する。

(3) 事業者のサービス低下についての市民への呼びかけ〔各部局〕

本市は、住民に対し、新型インフルエンザ等がまん延した場合には、事業者のサービス水準が低下することがあることを周知する。

(4) 要援護者対策〔危機管理室・健康福祉部〕

本市は、国から在宅の高齢者・障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け、対応する。

(5) 遺体の火葬・安置〔市民自治部〕

- ① 本市は、可能な限り火葬炉を稼働させる旨、国から県を通じて要請を受けたときは、速やかに対応する。

- ② 本市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨、国から県を通じて要請を受けたときは、速やかに対応する。

C. A、B 共通

- (1) 社会活動制限について〔危機管理室・健康福祉部・こども未来部・教育委員会・都市活力部・各部局〕

本市は、県が社会活動制限の面的制限を実施する場合は、県と連携し協力する。また、社会活動制限時の市民生活を支援する他、市民の声を聞きながら県へ意見を具申していく。

- (2) ライフライン事業所への機能維持要請〔総合政策部・都市活力部・交通局・上下水道局〕

公共交通機関及び電気、ガスなどのライフライン事業者に、その機能確保を要請する。

Ⅴ 小康期の対策

（Ⅰ）基本的事項

新型インフルエンザ等の状態

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- ・ 大流行は一旦終息している状況

小康期における対策の目的

- （１）市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

小康期における対策の考え方

- （１）第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資機材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- （２）第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- （３）情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- （４）第二波の流行による影響を軽減するため、住民への予防接種を進める。

（Ⅱ）対策の内容

1 実施体制

（１）伊丹市新型インフルエンザ等対策本部の廃止〔危機管理室・健康福祉部〕

本市は、緊急事態解除宣言がされたときは、本市対策本部を廃止し、状況に応じて、第二波の流行に備えた警戒体制の見直しを行う。また、本市対策本部幹事会は継続設置する。

（２）対策の分析・評価〔危機管理室・健康福祉部〕

本市は、実施した対策に関する評価を行い、必要に応じ行動計画や事務内容の見直しを行う。

2 情報収集と適切な方法による情報提供

(1) 情報提供〔危機管理室・総務部・健康福祉部・市民自治部・こども未来部 教育委員会・各部局〕

市民への安心宣言と第二波に備えた情報提供を行う。

- ① 本市は、流行の第二波に備え、市民への情報提供と注意喚起を行う。
- ② 本市は、あらゆる機会を通じて広報等を図るなど、風評被害の防止に努める。

(2) 相談窓口等の体制の縮小〔危機管理室・健康福祉部〕

本市は、状況を見ながら相談窓口等の体制を縮小する。

3 まん延の防止に関する措置〔健康福祉部こども未来部・教育委員会〕

海外発生期（県内未発生期）と同様の対策に切り替え、第二波の発生に備えて、対策内容の見直しを行う。

4 住民に対する予防接種の実施〔健康福祉部〕

A. 緊急事態宣言がされていない場合

(1) 住民接種の実施

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく接種を進める。

【留意点】

- ① 発熱等の症状を呈している等、予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報紙等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。
- ② 基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した

上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とする。
なお、実施主体である市の判断により、通院中の医療機関において接種することも可能とする。

- ③ 医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種にかかわるリスク等も考慮して、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ④ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考慮する。
- ⑤ 社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。

B. 緊急事態宣言がされている場合

(1) 住民接種の実施

特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

【留意点】

上記に同じ。

【広報・相談について】

小康期においても、不安を感じている市民がいるため、混乱を少しでも避けるために、接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。また、今後の接種スケジュールや接種の実施場所、方法、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等の周知を行う。

5 生活及び地域経済の安定に関する措置

(1) 事業の再開〔各部局〕

本市は、事業者に対し、流行状況を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨を周知する。

また、社会機能の維持に関わる事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。

(2) 要援護者対策〔危機管理室・健康福祉部〕

本市は、新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

(3) 新型インフルエンザ等対策の縮小・中止〔各部局〕

本市は、新型インフルエンザ等対策として行っていた対策を、国、県、指定（地方）公共機関と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、縮小・中止する。

